

一般社団法人漁業経営安定化推進協会
ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業に関する交付規程細則

令和5年10月1日制定

第1章 総則

(通則)

第1条 この細則では、ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業に関する交付規程（令和5年3月30日付経済産業大臣承認）（以下、「交付規程」という。）第30条の1に基づき、ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業（以下、「本事業」という。）の円滑かつ適正な執行を図るために、交付規程及びALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金申請要領（令和5年3月31日付制定）（以下、「申請要領」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定める。

(事業実施期間)

第2条 本事業は、1事業期間を2年を超えない期間とする。

(補助事業者)

第3条 申請要領3.の(1)で定める補助事業者は、原則として水産庁長官の承認を受けた浜の活力再生プラン（以下、「浜プラン」という。）の策定主体単位とする。

(漁安協が必要と認める団体)

第4条 申請要領3.の(1)で定めるその他漁安協が必要と認める団体は、下記のいずれかに該当するものに限る。

- ア 「広域浜プランの策定及び関連施策の連携について」（平成28年1月20日付け27水港第2627号農林水産事務次官依命通知）第3の2に規定する広域漁船漁業構造改革委員会
- イ 浜プランの申請にあたり、地域水産業再生委員会の設立準備を行っている団体
- ウ 地域の実情等の合理的な理由により、浜プランの策定が困難である団体

2 前項のイ又はウに当てはまる団体は、浜プランを策定できない理由を、別紙様式例第1号を用いて本法人へ提出するものとする。

(事業実施者)

第5条 取組を実施することができる補助事業者の構成員（以下、「事業実施者」という。）は、以下のとおりとする。

- ア 補助事業者の会員に属する漁業者・養殖業者等
ただし省エネ機器等導入支援事業においては、原則として収入全体に占める漁業収入の割合が50%以上であること
- イ 補助事業者の会員である漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- ウ 高付加価値化等支援事業のうち第23条で定める漁場保全への取組においては、アに従事する漁業従事者及びアのもとで陸上作業に従事する者

(申請要件)

第6条 申請要領3.の(2)の申請要件のうち、「① ALPS処理水海洋放出に係る<中略>当該時期以前の同期3か月の合計売上高(又は漁労所得)と比較して、3%以上減少していること」の記載について、当該時期以前の同期3か月は複数年の平均値を用いることができる。

2 申請要領3.の(2)の申請要件のうち、「② ALPS処理水海洋放出に係る<中略>任意の3か月の組合員数(又は漁協職員数)の平均が、当該時期以前の同期3か月の平均と比較して、3%以上減少していること」の記載について、当該時期以前の同期3か月は複数年の平均値を用いることができる。

3 申請要領3.の(2)の申請要件のうち、「※その他、上記の要件を満たさない場合<略>」に記載のALPS処理水の影響により事業継続が厳しい状況におかれていると客観的に影響を説明できる場合とは、主力魚種が、風評影響により海外への輸出が停止された場合などで、漁安協が承認したものに限る。

4 申請要件は、原則として申請単位で判定する。

(導入する漁具、機器等に係る管理)

第7条 補助事業者は、本事業により導入した漁具、機器等の管理運営については、「ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業の管理運営規程」及び「機器等の管理台帳」を策定、共有するとともに、事業実施者と「導入漁具・機器等に関する誓約書」を締結しなければならない。また、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により、適正な管理運営を行わなければならない。

(補助対象経費)

第8条 交付規程の別紙2及び別紙3に定める補助対象経費により算定した経費に対する補助金の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 第7条に定める漁具、機器等の経費は本体及び設置費用等を補助対象とする。

(状況報告)

第9条 交付規程第16条に定める事業の遂行及び収支の状況に関する報告は、交付決定日から最初の3月31日までの間の取組内容について、本法人が指定する期日までに報告するものとする。

2 状況報告を本法人に報告する際は、交付規程様式第5の補助事業状況報告書のほか、報告時点におけるコスト効率の達成状況及びその根拠を示す証憑書類を添えて本法人に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 交付規程第17条に定める事業の完了時には、交付規程様式第6の補助事業実績報告書及びその根拠を示す証憑書類を本法人に提出するものとする。

(補助金の配分)

第11条 補助事業者は、交付された補助金の配分方法について分配規程を定め、その規程に基づき補助金を事業実施者へ分配するものとする。

(共回事務費)

第12条 申請要領4.で定める共回事務費は、補助事業者に属する漁業者・養殖業者のうち本事業を活用した人数に別表1で定める単価を乗じた金額で支払うものとする。

2 本法人は、補助事業者が本事業を実施するにあたり必要となった経費について調査し、前項で算出された金額より過少である場合は、別表1の単価を変更する。

(法令等違反)

第13条 事業実施者が事業実施期間中に漁業関係法令（漁業法、水産資源保護法、臘虎臘豚獸獵獲取締法、外国人漁業の規制に関する法律、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律、持続的養殖生産確保法及び内水面漁業の振興に関する法律並びにこれらの法律に基づく政省令及び規則等）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に違反した事実が判明した場合は、当該事業実施者は、本事業から除外するものとし、分配を受けた補助金については、補助事業者へ返還しなければならない。

2 補助事業者は、事業実施者の法令違反が判明した場合、速やかに本法人に報告するとともに、本法人の指示に従うものとする。

第2章 高付加価値化等支援事業

【新たな魚種・漁場の開拓への取組】

(取組の定義)

第14条 本取組は、本事業の目的の実現のために行う新たな魚種・漁場の開拓活動として、以下に定めるものを対象とする。

ア 新たな魚種・漁場開拓のために行う資源量調査等を目的とした試験操業

イ コスト効率向上の確認を目的とした試験操業

なお、個人的な漁場開拓や知見収集を目的とした試験操業は、これを認めない。

(事業申請書類)

第15条 申請要領6.の(2)で定める申請手続きを行う際は、様式3の概要資料の4として、次の書類を添えて本法人に提出するものとする。試験操業実施計画の作成にあたっては、水産試験場等の研究機関などと連携を図るものとする。

ア 事業実施者名簿

イ 試験操業実施計画

ウ 実施計画積算内訳表

エ その他漁安協が必要と認める書類

(取組単位)

第16条 本取組は、新たな魚種・漁場の開拓を目的とした複数の漁業者で構成されるグループ単位（以下、「試験操業グループ」という。）で行うものとする。

(取組回数)

第17条 取組回数は、試験操業グループの1操業を1回とし、取組回数は申請単位ごとに50回を超えない範囲とする。

(実績報告)

第18条 補助事業者は、試験操業グループから試験操業実績報告書を提出させるものとする。

(補助対象経費)

第19条 試験操業にかかる人件費については、試験操業を行う漁船1隻に対し2人までを上限とする。

(概算払)

第20条 概算払について、補助事業者は交付決定日から最初の3月31日までの取組内容に対して概算払請求を行うことができる。

(再申請)

第21条 同一の事業実施者による再申請は認めないものとする。

【漁場保全への取組】

(取組の定義)

第22条 本取組は、交付規程第3条で定める本事業の目的の実現のために行う漁場保全への取組として、以下に定めるものを対象とする。

- ア 海浜清掃
- イ 流木等撤去作業
- ウ その他取組の趣旨に沿うものとして、漁安協が認めるもの

(事業申請書類)

第23条 補助事業者が申請要領6.の(2)で定める申請手続きを行う際は、様式3の概要資料の4として、次の書類を添えて本法人に提出するものとする。

- ア 事業実施者名簿
- イ 海浜清掃実施計画
- ウ 実施計画積算内訳表
- エ その他漁安協が必要と認める書類

(取組単位)

第24条 本取組は、第5条ア、ウに定める事業実施者で構成する複数人(以下、「参加者」という)で行うものとする。

(実施計画)

第25条 補助事業者は、別紙様式例第2号により海浜清掃実施計画を作成するものとする。

(取組内容)

第26条 補助事業者は、海浜清掃計画に参加者の取組場所や取組等を記録するものとする。

2 補助事業者は、取組開始時・終了時に参加者の集合写真、取組中の写真、回収した漂着ごみ、流木等(以下、「ごみ等」という)の写真を撮影するものとする。

(取組回数)

第27条 海浜清掃の取組回数は、補助事業者が開催した回数を1回とし、1日単位で数えるものとする。なお、同日に複数箇所で開催した場合は、1回として数えるものとする。

2 取組回数は、申請単位ごとに1事業期間あたり50回を超えない範囲とする。

(実績報告)

第28条 補助事業者は、取組の都度、ごみ等の種類・量の概要を把握し、別紙様式例第3号で定める「海浜清掃実績報告書」を作成しなければならない。

(補助対象経費)

第29条 本取組に係る人件費単価は、別表2の単価表を用いるものとする。

(廃棄物処理費用)

第30条 廃棄物処理費用とは、海浜清掃において回収・搬出したごみ等の処理費用であり、補助事業者に対し第三者が請求したものを対象とする。

(概算払)

第31条 概算払について、補助事業者は交付決定日から最初の3月31日までの取組内容に対して概算払請求を行うことができる。

【漁具等の導入】

(補助要件)

第32条 本取組における漁具等（漁網、漁労機器等）の導入支援は、新たな魚種や漁場の開拓又は漁場保全への取組に必要なものに限る。

(事業申請書類)

第33条 補助事業者が申請要領6.の(2)で定める申請手続きを行う際は、様式3の概要資料の4として、次の書類を添えて本法人に提出するものとする。

- ア 事業実施者名簿
- イ 漁具等の導入計画
- ウ 見積書
- エ その他漁安協が必要と認める書類

(補助単位)

第34条 本取組の補助単位は、補助事業者及び第5条アで定める事業実施者とする。

(補助対象経費)

第35条 補助金額は、1事業期間あたり3,000万円を超えない範囲とする。

- 2 海浜清掃を含む漁場保全への取組及び試験操業に係る漁具等の導入費用は、前項の対象とする。
- 3 漁具等は、本体及びその設置の費用を補助対象とする。

(概算払)

第36条 概算払について、補助事業者は漁具等導入後に四半期ごとに導入にかかった費用に対して概算払請求を行うことができる。

- 2 概算払は、交付規程様式8-1の概算払請求書のほか、以下の資料を添えて申請するものとする。
 - ア 請求額確認のための証憑書類請求にあたっては、契約関係書類（ある場合）、請求書・領収書、振込口座報告書（金融機関の

振込証明書でも可)・通帳・納品書(すべて写し)等を添付する。

イ 工事完了を証明する書面

導入する漁具等の工事等の完了を証明する下記の書類等を提出すること。

- a 施工業者等が発行した工事等の完了証明
- b 設置位置図・仕様書・設計図等の漁具等の所在及び内容を示す図面
- c 工事完了及び漁具等の型式を特定し得るよう、複数枚で構成した証拠写真(写真での証明ができないものについては補助できない。)

ウ 漁具等に係る入札書や相見積書の写し、交付決定通知書の写し

エ 被代替漁具等の処分を証明する書面

施工業者又は廃棄業者が発行した引取り(無償)又は廃棄の証明を提出すること。

(再申請)

第37条 同一の事業実施者による再申請は認めないものとする。

第3章 省燃油活動等支援事業

(事業申請書類)

第38条 補助事業者が申請要領6.の(2)で定める申請手続きを行う際は、様式3の概要資料の4として、次の書類を添えて本法人に提出するものとする。

- ア 省燃油活動実施者の氏名、漁業経営セーフティネット構築事業(以下、「セーフティネット」という。)の契約管理番号(管理番号が無い場合は「無し」と記載)、取組予定内容を記した名簿
- イ 省燃油活動実施計画
- ウ 実施計画積算内訳表
- エ その他漁安協が必要と認める書類

(年間燃油使用量で区分された単価)

第39条 申請要領4. <省燃油活動等支援事業>の表で定める補助金額の上限を算出する際に用いる年間燃油使用量で区分された単価(以下、「支援単価」という。)の詳細は、次項及び3項の通りとする。

- 2 支援単価は、事業実施者の年間燃油使用量ごとに、次のとおり区分する。
 - ア 年間燃油使用量100KL以下の漁業者については、50KLまでは13円/Lとし、50KLを超えた部分については9円/Lとする。
 - イ 年間燃油使用量100KL超の漁業者については、1,000KLまでは9円/Lとし、1,000KLを超えた部分については3円/Lとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、海面漁業生産統計調査で遠洋漁業に区分される漁業を営む漁業者については、3円/Lとする。

(年間燃油使用量)

第40条 前条の年間燃油使用量とは、A重油、軽油、ガソリン、灯油等のうち漁業の用に供した購入実績数量を対象とする。

- 2 年間燃油使用量は1年ごとに集計し、支援単価の判定は1年ごとに行うものとする。
- 3 年間燃油使用量の集計期間については、当該年度が始まる3か月前の1月1日から同年12月31日

までとする。

(年間燃油使用量の報告)

- 第41条 年間燃油使用量は、本法人が実施するセーフティーネットにて四半期ごとに報告された購入実績数量を用いるものとする。ただし、事業実施者がセーフティーネットに加入していない場合又はセーフティーネットにて報告しなかった購入実績数量がある場合は、別途購入実績数量の報告を求めものとする。
- 2 事業実施者がセーフティーネットにてグループ加入又は漁協一括加入の構成員であり、所属するグループ又は漁協の構成員の一部が省燃油活動等支援事業を活用しない場合、補助事業者は本法人へ省燃油活動等支援事業を実施する構成員の燃油使用量を報告するものとする。
 - 3 補助事業者は、本法人に燃油使用量を報告する際に、漁業者の燃油使用量を証憑書類とともに別紙様式例第4号に取りまとめ、本法人へ報告するものとする。

(補助対象経費)

- 第42条 省燃油活動の取組に要する経費は、交付規程の別紙2及び別紙3に定める補助対象経費のほか、事業実施者が実施する船底清掃及び減速航行の取組に要する経費については、別表3の単価表を用いるものとする。
- 2 補助事業者に対する補助金は、各事業実施者の年間燃油使用量に支援単価を乗じた額の合計を上限とし、各事業実施者が実施した取組の積算で支払うものとする。

(概算払)

- 第43条 概算払について、補助事業者は、交付決定日から最初の3月31日までの取組内容に対して概算払請求を行うことができる。
- 2 概算払は、事業実施者ごとの、交付決定した年度が始まる3か月前の1月1日から12月31日までの1年間の燃油使用量に、第39条で判定した支援単価を乗じた金額の合計を上限とする。なお、概算払請求をする際は、状況報告書を添えて申請するものとする。

(省資源・利用効率化等支援事業との併用)

- 第44条 申請要領5.の(2)の※に記載のある年間燃油使用量の前年度実績とは、補助金申請時点における前年度の年間燃油使用量を指す。
- 2 前年度の年間燃油使用量の把握ができない事業実施者は、省資源・利用効率化等支援事業との併用はできない。

第4章 省資源・利用効率化等支援事業

(事業申請書類)

- 第45条 補助事業者が申請要領6.の(2)で定める申請手続きを行う際は、様式3の概要資料の4として、次の書類を添えて本法人に提出するものとする。
- ア 事業実施者名簿
 - イ 魚箱共同購入・利用実施計画もしくは先進的な取組実施計画
 - ウ 見積書(魚箱の共同購入の場合は、単品購入より多数購入することで単価が下がることを示すこと)
 - エ その他漁安協が必要と認める書類

(事業実施者)

第46条 事業実施者は、第5条で定めるア及びイを対象とする。

(魚箱の材質と用途)

第47条 発泡スチロール、段ボール、木、プラスチック、金属等の材質で、運搬や一時的に保管するために使用する箱を対象とする。なお、ダンベやスカイタンクなど大型の魚箱も含む。

2 前項において、事業実施者のイが利用できる魚箱は漁業者が共同利用し、繰り返し使用するダンベ・スカイタンク・カゴなどの魚箱に限る。

(魚箱使用量)

第48条 魚箱の共同購入を実施した際の申請要領4. <省資源・利用効率化等支援事業>の表で定める補助金額の上限を算出する際に用いる魚箱使用量とは、共同購入した魚箱を事業期間内に事業実施者が購入又は使用した数量を指す。

(魚箱使用の報告)

第49条 補助事業者が本法人に魚箱使用の報告をする際は、別紙様式例第5号に取りまとめ、本法人が指定した方法で報告するものとする。

(概算払)

第50条 概算払については、交付決定から最初の3月31日までの取組内容に対して概算払請求を行うことができる。

第5章 省エネ機器等導入支援事業

(補助対象機器等)

第51条 本事業における補助対象となる機器等は、導入によって省エネ効果10%以上を実現できる、別途定める機器等を対象とする。

(事業申請書類)

第52条 補助事業者が申請要領6. の(2)で定める申請手続きを行う際は、様式3の概要資料の4として、手引きに記載の【申請時の添付書類】の必要書類を添えて本法人に提出するものとする。

(補助単位)

第53条 第5条で定める事業実施者(ウを除く)は、次に掲げる単位で機器等を導入することができる。

ア 第5条アに該当するものは、個人又は法人あたり、それぞれ1基・台(もしくは一式)

イ 第5条イに該当するものは、原則として、会員組織もしくは当該会員組織の事業拠点ごとに1基・台(もしくは一式)。

なお、当該事業拠点が複数の浜プランに重複して参画する場合であっても、本事業で補助を受けられるのは、いずれか1つの浜プランに限る。

(概算払)

第54条 概算払について、補助事業者は、機器導入後に四半期ごとに導入にかかった費用に対して概算払請求を行うことができる。

2 概算払は、交付規程様式8-1の概算払請求書のほか、以下の資料を添えて申請するものとする。

ア 請求額確認のための証憑書類

請求にあたっては、契約関係書類（ある場合）、請求書・領収書、振込口座報告書（金融機関の振込証明書でも可）・通帳・納品書（すべて写し）等を添付する。

イ 工事完了を証明する書面

導入する機器等の工事等の完了を証明する下記の書類等を提出すること。

a 施工業者等が発行した工事等の完了証明

b 設置位置図・仕様書・設計図等の機器等の所在及び内容を示す図面

c 工事完了及び機器等の型式を特定し得るよう、複数枚で構成した証拠写真（写真での証明ができないものについては補助できない。）

ウ 機器等に係る入札書や相見積書の写し、交付決定通知書の写し

エ 被代替機器等の処分を証明する書面

施工業者又は廃棄業者が発行した引取り（無償）又は廃棄の証明を提出すること。なお、引取り（無償）、廃棄、又は処分保留の場合にあつては、漁安協が別途定める書類を提出すること。

（再申請）

第55条 同一の事業実施者による再申請は認めないものとする。

第6章 雑則

（調査等の実施）

第56条 本法人は補助事業者に対して、事業実績を報告させるとともに、必要に応じて指導を行う。

附則（令和5年10月1日）

第1条 第2条の事業実施期間について、令和5年度及び令和6年度の事業実施期間については、交付決定日にかかわらず令和7年3月31日までとする。

第2条 第9条の状況報告について、令和6年度に交付決定を行った補助事業者については報告を不要とする。

※この交付規程細則は、本法人が経済産業省と協議して合意を得たものである。

別表 1

共通事務費単価

漁業者・養殖業者一人、1年間あたり
10,000円

別表 2

海浜清掃及び漁場保全への取組の参加者単価

取組単位	単価
半日	6,300円
1日	12,600円

別表 3

漁業者自身を実施する船底清掃単価

区 分	1隻あたりの清掃単価
3トン未満	74,200円
3トン以上5トン未満	114,400円
5トン以上10トン未満	188,500円
10トン以上15トン未満	277,300円
15トン以上	374,200円

※業者等に清掃を依頼する場合は役務費にあたるため実費の1/2補助

減速航行に関する単価

区 分	1時間	10分
15トン未満	6,825円	1,137円
15トン以上30トン以下	8,325円	1,387円
31トン以上40トン以下	13,200円	2,200円
41トン以上55トン以下	15,450円	2,575円
56トン以上75トン以下	20,825円	3,470円
76トン以上	23,200円	3,866円